

製造物責任法における損害賠償の範囲

市原 正隆

- 一 はじめに
- 二 要件
- 三 損害賠償の範囲
- 四 外国の立法例
- 五 おわりに
- 六 注
- 七 参考文献

一 はじめに

製造物責任法第三条は、製造業者等が負う製造物責任の責任根拠規定である。

第三条（製造物責任）

製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号（注1）の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が、当該製造物についてのみ生じたときは、この限りではない。

これは、製造業者等がその製造、加工、輸入又は氏名等の表示の後、引き渡して流通に置いた製造物の欠陥により、他人に損害を与えたときの無過失損害賠償責任を規定する。

すなわち、「故意または過失」を責任要件とする民法第七〇九条（注2）の不法行為の特則として「製造物の欠陥」を責任要件とする無過失損害賠償責任を規定したものである。

したがって、本条の規定によって、欠陥製造物をみずから引き渡した場合に、無過失責任が課されることとなった。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じた場合には、この限りではない（本条ただし書）とされたため、損害が製造物自体のみにとどまり他人の生命、身体又は財産を侵害せず、拡大損害（注3）が生じた場合には、製造業者等は製造物責任を負わないことになった。しかしながらこの場合の被害に対する救済方法は、従来から認められている民法第七〇九条の不法行為責任に基づき民法第五七〇条（注4）の瑕疵担保責任か、民法第四一五条（注5）の責務不履行責任を追求すれば足りることである。

もつとも、いったん拡大損害が発生し、製造物責任が問われる場合には、製造物自体の損害も製造物責任法の対象となることはいうまでもない。

この意味において、まさに本条は、本法のもっとも中核的な部分である。それゆえ、一般的に「損害」についての賠償義務を認め、本法の目的である消費者保護の立場から消費者被害に対する製造業者等の無過失責任を認めたわけである。

しかし、本条の最大の争点は、事業者被害(注6)も無過失責任の範囲の中に入れてしまったことにある。これによって、損害賠償の範囲は何ら特別の基準が定められず、諸外国の法定された範囲をはるかに越えて、過大で高額な損害賠償訴訟が提訴される危険をはらんでいることに着目したい。

ここでは、製造物責任の要件である「損害」と「賠償」の考察を通して損害賠償の範囲を特定してみたい。

二 要件

1 「製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて」

製造物責任の主体は本法第二条第三項の定義に該当する製造業者等(注7)が、本法による賠償責任を負うにあたり、みずから当該損害賠償の請求原因に係る事故を生じさせた欠陥(注8)がある製造物(注9)を製造し、加工し、若しくは輸入し、または当該製造物に第二条第三項第二号・第三号にあたるような表示をしたこと。

2 「その引き渡したもの」

「引き渡し」は、その製造業者等が売買行為又は賃貸行為などによって、自らの意思に基づいて自己の占有下にある当該製造物を他人の占有下に移転させることである。一般的には、出荷したり流通に置くことである。すなわち、製造業者等は自己の意思で(欠陥)製造物を流通に置くことによってはじめて無過失責任を負わされる。それは自ら流通に置いた時点までは自己の支配下にあり、その段階でその欠陥に気づき、その原因を取り除くに十分な対応ができたはずだからである。

有償、無償の有無は問われない。

また、「引き渡し」の相手はさまざまであり、卸売業者や販売業者、消費者に限定されない。たとえば、部品メーカーは最終製品の製造業者等が「引き渡し」の相手となる。また、製造物は完成品、部品のみではなく、たとえば商品見本や試供品等も含まれ、製造物として引き渡されれば製造物責任を負うことになる。

しかし、自らの意思によって引き渡した製造物の欠陥に責任要件があるため、知らないうちに盗難にあった出荷前の製造物が、流通してしまった場合については、その欠陥により生じた損害について製造業者等が無過失責任を負わされることはない。

3 「欠陥により」と損害との因果関係

「欠陥」とは製造物が、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の

当該製造物にかかる事情を考慮して、通常有すべき安全性を欠いていることをいう。したがって、製造物の欠陥に起因する損害についての賠償責任を製造業者等に対して負わせるためには、製造物の欠陥により当該損害が発生したという欠陥と損害の間に因果関係が存在することを立証する必要がある。

4 「他人の生命、身体又は財産を侵害したとき」

「他人」とは、権利義務の主体であり、権利能力を有する者としての自然人および法人をいい、その製造業者以外の者をいう。

すなわち、本法における保護法益は、自然人および法人の生命、身体又は財産である。しかしながら、製造物責任を容認する欧米の法律においても、法人は保護法益とは認めていない。このことは、本論の中心課題として考察したい。また、「生命、身体又は財産」とは、本法が保護対象とする被侵害利益の内容である。

「財産」には、制限が加えられていない。個人にあつては、個人的使用、消費に利用される財産及び個人事業者の営業用、事業用財産であり、法人にあつては法人財産が含まれる。

しかし、被侵害利益を「他人の生命、身体又は財産」に限定されるとすると、たとえばパソコンの欠陥による個人情報流出等によるプライバシーや名誉等の精神的人格権の侵害が仮にあつた場合でも認められないことになる。もっとも、製造物責任法における精神的な人格権の被侵害利益は主たるものとはいえないが、全くありえないというわけでもない。ことに、損害論のうちで消極的損害も認め

る立場からいえば、「名誉」等の例示的文言を加えるべきであつた。また、「侵害した」とは、他人の生命、身体又は財産を不当に侵害し、これによって損害又は不利益を与えたことをいう。

5 「これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる」

損害にはさまざまな分類の方法があるが、たとえば財産的損害と非財産的損害とに分類した場合、財産的損害には、積極的損害（現実に被つた損害）と消極的損害（逸失利益）とがある。無形損害としては個人の場合の精神的損害と法人の場合の社会的信用の毀損等があるが、本法における検討の中で法人の場合は認めない立場から論述したい。

被害者は、これらの損害を金銭的に評価して、賠償額を算出する。損害賠償の方法は、原則として金銭による賠償（注10）となるが、例外的には、名誉毀損の如く民法第七二三条（注11）による回復処分もある。したがって、「賠償する責めに任ずる」とは、以上の賠償責任を負うことをいう。また、損害賠償の範囲については後章で詳述する。

6 「ただし」書

本法第三条ただし書は「その損害が、当該製造物についてのみ生じたときは、この限りではない」と規定する。

すなわち、製造物の欠陥による損害が、当該製造物限りにとどまって、拡大損害を生じなかつた場合には、この製造物責任の規定

は適用されないことを意味している。

三 損害賠償の範囲

1 定義

製造物責任法では、如何なる損害が賠償の対象となるかが大きな問題であるが、本法においては賠償の対象も、その範囲も特別の基準で画定することをしなかった。

すなわち、「他人の生命、身体又は財産の侵害」によって生じた損害をもって、その製造物責任の対象となる損害として規定しているにすぎない。

しかし、ただ一つの例外は、本法第三条ただし書において、欠陥製造物自体に生じた損害は賠償されないものとしたことである。

したがって、欠陥製造物自体に生じた損害は主として既存の契約責任（不完全履行、瑕疵担保責任など）の規定によって賠償されることになった。このことは、何等問題を提起しえないところである。

すなわち、本法第六条では、「製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法の規定（注12）による」とされている。これによれば、製造物責任の損害賠償の範囲も、基本的には民法の不法行為責任における損害賠償の範囲と同様に解するということになる。

そもそも、製造物責任は、責任原因を「過失」から「欠陥」に変

更するもので、その本質は厳格な不法行為責任である。

したがって、本法に基づく損害賠償請求権は、損害の発生を要件とするものであるが、賠償すべき範囲については、従来からの裁判実務において採用されている相当因果関係（注13）により判断されることになる。判例では、不法行為責任の損害賠償範囲については、債務不履行責任の損害賠償に関する、民法第四一六条（注14）の規定を類推適用するものとしている。

民法第四一六条の考え方は、相当因果関係の法理と呼ばれ、その基本的考え方は、個々の事案ごとに被害者の被った損害が通常損害であるか、特別損害であるかを検討し、通常損害に該当する場合には当然に賠償の範囲となり、特別損害に該当する場合には、不法行為時にその損害発生について当事者が予見可能であったかどうかを判断し、予見可能があったときには賠償責任を認めるというものである。製造物責任における損害賠償の範囲も、本法の趣旨から基本的にはこれと同様の基準により画定するとされる。はたして、製造物責任の法の目的は、従来の法体系の中に組み込まれた中で、その本来の法益保護が真に発揮されるのであろうか。被害者は消費者救済を超えて、企業救済にまで及んでいるが問題の核心でもある。

2 損害の範囲

損害の発生は、わが国の不法行為責任においては要件であるが、製造物責任法においてもまた要件である。

そこで、損害の意義について判例（注15）は、「思うに、民法上のいわゆる損害とは、一口で言えば侵害行為がなかったならば惹起しなかったであろう状態（原状）を(a)とし、侵害行為によって惹起されているところの現実の状態（現状）を(b)とし、(a)－(b)＝X、そのXを金銭で評価したものが損害である」（差額説）としている。

これは、実務面でも同様な考え方で運用されているが、これ自体必ずしも明確な定義ではない。しかし、それにもまして問題なのは、製造物責任によって保護され、賠償の対象とされる「損害」についての種類や範囲をどのようにするかである。

(1) 損害の分類

不法行為責任に基づく損害賠償によって救済が図られる一般的法益としては、生命、身体または財産に対する損害である。

問題は、精神的損害としての名誉、感情、自由に対する侵害を損害として法益に含ませるかどうかである。

本法第三条は、製造物責任に基づき、損害賠償をすることができるとして、これらの法益を明示していない。したがって、一見すると製造物責任によって保護される法益が限定されているように見える。

しかしながら、そのように解すると、製造物責任による損害賠償の範囲も狭く限定されて、従来の過失責任の場合よりもさらに狭く限定されるおそれがある。これでは本法の目的たる消費者救済の意味をなさないことになる。

したがって、本条において特に明示しなかったのは、一般に製品事故によって問題になるこれらの明示されなかった法益が侵害されることが通常予想されないという観点からであり、これらを広く解することによって特段に生命、身体または財産に対する損害に限定しようとする趣旨ではないと解するのが妥当である。

ただし、精神的損害において、欠陥製品事故で生命、身体または財産に対する侵害を伴わないで、精神的損害のみが発生することはおよそ考え難く、仮に発生したという場合であっても本法に基づく賠償請求権は生じないと解する。

損害についての分類はさまざまである。

「生命、身体に対する人身損害・物に対する物的損害」、「財産的な損害・非財産的な損害」、「財産的損害・慰謝料」、「物理的な損害・経済的な損害」、「積極損害・消極損害・慰謝料」、「通常損害・特別損害」、「直接損害・間接損害」、「物の損害・拡大損害」、「有形の損害・無形の損害」等である。

ここでは、「物理的な損害・経済的な損害」を分析し、損害の範囲について考案する。

①物理的な損害

物理的な損害には、人損と物損がある。

(a) 人損は、生命、身体に対する侵害によって生ずる損害で、治療費や死亡・傷害による逸失利益などの財産的損害と慰謝料等の精神的損害とに分類される。人損のうち、財産的損害は製造物責任として賠償すべき損害の範囲に当然含まれる。

一方、慰謝料等精神的損害については、不法行為による損害賠償の対象とされていることや、生命、身体に対する損害賠償の額を調整する役割を果たしていることなどから、損害賠償の範囲に含めるべきであろう。

(b) 物損は、有体物の物理的な損壊という形態による損害である。物損は、欠陥製造物自体に生じた損害と欠陥製造物以外の物に生じた損害とに分けられる。このうち、欠陥製造物による損害によって拡大損害が認められる場合には、製造物責任の損害賠償の対象となるが、欠陥製造物それ自体のみの損害は、単なる品質上の瑕疵と區別することが實際上困難であることや、反面、売主に対して契約責任や瑕疵担保責任に基づく代金減額請求等を行うことが可能であること等の理由により、製造物責任として製造者が賠償すべき損害から除外（本法第三条ただし書）された。

物損は、さらに個人的な使用・消費に供される物に生ずる損害と事業者（法人を含む）に使用・消費される物に生ずる損害とに分けることができる。ここで重要な論点となるのが「事業者」の問題であり、製造物責任において賠償すべき損害の範囲に「事業者」を除外しなかつた本法に問題提起をすることにしたい。

(c) 事業者とは、本論文中、二 要件、4 「他人の生命、身体又は財産を侵害したとき」の「他人」において、「他人」とは、権利義務の主体としての自然人（個人事業者も含む）および法人である。

また、本論文中、三 損害賠償の範囲、2 損害の範囲、(1) 損害の分類 ① 物理的な損害における物損について、「物損は、さら

に個人的な使用・消費に供される物に生ずる損害と事業者（法人を含む）に使用・消費される物に生ずる損害とに分けることができ」に散見される如く、本法においては、損害賠償の対象となる物損を個人的な物損に限定しなかつた。

したがって、本法においては、「事業者」に生じた損害や「事業用財産」に生じた損害も、製造物責任の損害賠償の対象とされることとなった。これについては、次章にゆずる。

② 経済的な損害

純粋経済損失は、生命、身体の損傷や有体物の物理的損壊という形態が現れないで財産状態に生じた損害である。

このことについて、国民生活審議会消費者政策部会の報告は、「人の生命、身体への損傷や有体物の物理的な損壊の形態が現れないで被害者の財産状態に生じた純粋経済損害（例・製品の欠陥に起因する店舗の閉鎖による休業損害）については、そもそも製造物責任が対象とする損害には馴染まないこと、この損害は消費者個人よりも企業にとって大きな意味を持っていること、これを認めると損害の範囲が無限定に拡大するおそれがあることから、賠償すべき損害の範囲に含めることは適当でないと考えられる」としている。

これに対し、法務省は、「損害賠償の範囲は、民法の不法行為の原則によるものとする」として、事業者損害をもカバーしようような議論を展開していた。

また、PL法連立与党プロジェクトの検討結果は、「製造物責任により賠償される損害の範囲については、基本的には民法の相当因

果関係の法理によることが適当であるが……」と述べている。

すなわち、製造物責任法は、事業者が生じた物損と同様、純粹經濟損害についても、これを製造物責任の損害賠償の範囲から除外する規定を設けなかったため、本法第六条によって民法の規定によることになり、一般の不法行為責任と同様に相当因果関係が認められれば、純粋經濟損害も損害賠償の範囲に含まれることになる。

3 賠償の範囲

そこで、わが国における立法の諸提案の中で「事業者」を除外すべきとの意見の代表例を概観（注16）してみる。

「製造物責任研究会案」は、自然人（個人事業者を含む）の生命、身体又は財産の侵害による損害に限って製造物責任を認めるという立場から、法人の財産侵害における損害賠償は認めていなかった。これは、当時の欧米諸国においては、人身損害について製造物責任を認めれば足りるとする有力な考え方が支配的であったことや、わが国の立法例においても厳格な責任を認める法律においては、人の生命、身体の侵害による損害のみにつき保護の対象としたものがあり、「自動車損害賠償保障法第三条（注17）、大気汚染防止法第二十五条第一項（注18）、水質汚濁防止法第一九条第一項（注19）」等の事情が背景にあったことは否定できない。

「EC指令」においては、その後、人身損害のみを損害賠償の範囲とする考え方を放棄し、物的な損害についてもその損害賠償の範

囲とすることにし、具体的には、消費者保護の観点から自然人に限定された。

「私法学会報告者グループ案（一九九〇年）」は、生命又は身体の傷害によって生じた損害、個人の私的生活における物的及び財産的損害を範囲となし、欠陥製造物に生じた損害を除くとしている。

「公明党案」は、生命、身体、財産が害されたことによる損害を原則として損害賠償の対象とするが、製造物責任が主として消費者保護を目的とすること、損害賠償が過大になるおそれがあること等を考慮し、事業について生じた損害を除外している。

「日本社会党案」も、公明党案と同様な提案をしている。

また、政府部内における審議においては以下のとおりであった。

「産業構造審議会総合製品安全部会の答申」

基本的には、個別の損害を政策的に除外することは可能であるものの、不法行為責任で採用されている相当因果関係により判断することにし、いくつかの損害項目を検討し、慰謝料は損害の範囲から除外することは適当ではないとし、欠陥のある製造物自体については損害の範囲に含めることは適当ではないとしたほか、事業者が生じた人的損害以外の損害については、個人事業者を別として、事業者は製造者と対等の立場で事前に損害について取り決めることができること、企業分野で生じる損害が莫大になりえ、製造者に過重な負担がかかることになること、製造物責任が、消費者保護を目的とするものであることから、損害の範囲に含める必要がないとしている。

「食品に係る消費者被害防止・救済対策研究会の報告」

人損については、財産的損害、精神的損害は損害の範囲に含めるべきであり、物損については、欠陥製品自体、営業用の損害、法人に生じた物損は含めるべきでなく、純粹経済損害、附加金については、損害の範囲から除外すべきであるとしている。

「国民生活審議会消費者政策部会の報告」

損害の範囲については、人損、物損が損害の範囲として問題になるとし、政策的な観点は別として、基本的には不法行為責任で採用されている相当因果関係により判断されるべきであるとし、物損につき欠陥製品の物損と欠陥製品以外の物損に分け、前者の物損については、拡大損害が生じた場合を除き、損害の範囲に含めることは適当でないとし、後者の物損については、事業者が生じたものは損害の範囲に含めなくてもよいとしたうえ、人の生命、身体への損傷や有体物の物理的な損壊の形態が現れないで被害者の財産状態に生じた損害を純粹経済損害と定義し、これは、製造物責任の対象にそもそも馴染まないこと、この損害が消費者個人より企業にとって大きな意味をもっていること、損害の範囲が無限定に拡大するおそれがあることから、損害の範囲に含めることは、適当でないとしている。これに対して、「事業者」を含むとする考え方の代表例を概観してみると、

「東京弁護士会案」は、生命、身体又は財産につき生じた経済的及び非経済的損害が損害賠償の対象になるとしている。

「日本弁護士連合会案」も同様な提案をしている。

これらの提案は、わが国における一般の不法行為責任に基づく損害賠償においては、E.C指令のような損害の種類ごとの区分けがされていないこと、過失責任においても人身損害等と同様に事業用の物的損害、欠陥のある製造物による損害、法人の損害、経済的損害につき損害賠償が認められてきたこと、製造物責任の適用範囲から除外された種類の損害につき他の法理によって損害賠償を認めることは、合理的ではないこと等といった考え方が背景にあったものと推測される。

「法制審議会民法部会財産法小委員会の報告」

わが国の損害賠償実務を前提としつつ、現在の不法行為責任の下における損害賠償の理論、実務は、民法第四一六条の規定を類推適用する相当因果関係の法理によって行われていること、客観化、抽象化、高度化した過失責任の下においても、損害賠償の範囲を細分化、区分し制度する考え方がとられておらず、製造物責任の場合にこれを制限することになると、過失責任の場合よりも救済の範囲が狭まること、従来の相当因果関係の法理によって損害額が莫大になるといった批判はなく、むしろ従来の議論は、低額にすぎるといふ点にあったこと、わが国では、事業者であっても、零細、小規模な事業者が大半であり、そのような事業者は、製品に対する知識、事故原因を解明できる能力等が製品の製造業者等より低いのが通常であり、製造業者等に製品の安全性の確保を依存する関係にあること、事業用に利用される製品であっても、零細、小規模な事業者の場合には、個人的な用途と併存して利用されることが多いこと、英米法

系諸国において採用されている経済的損害といった概念は、わが国の実務に採用されていないし、理論的な議論も未成熟の状態にあつたものであり、それを採用すべき合理的な根拠が見い出せなかつたこと、大企業等が製品事故の被害者になつた場合、その損害が莫大になる可能性があるが、そのような事態は過失責任の場合であつても同様であり、製造物責任に特有な問題ではなく、仮にそのような巨額な損害が問題になる場合には、相当因果関係の法理を適用することによつて生じる弊害はその制限の法理を検討し、適切な法理を採用することによつて解決することができること、製造物責任が主として消費者保護の法理であることは当然であるとしても、その損害賠償の範囲は、その前提となる不法行為制度、損害賠償の実務、事業者・消費者の実態等の事情を考慮して決めることが相当であること、欧米においても、各国において、損害賠償の範囲、損害額の算定の実務が異なっているものであり、これを単純にわが国に導入することは適当ではないこと、損害の種類を区分し、細分化すると、その定義、適用においてさらに争点が増加し、被害者の救済が遅滞するおそれがあること等の事情を考慮して、一般の不法行為責任の例によることが相当であるとして、「損害賠償の範囲」は、民法の不法行為の原則によるものとしている。

この論点に対し、加藤雅信教授の反論は以下の如くである。

「しかしながら、そもそもこの製造物責任法が問題である背景には、この法律の性格が世界的にみてもきわめて特異なものとなつて

一般に、製造物責任法は消費者保護を目的として立法されたものであり、アメリカやヨーロッパでも製造物責任の無過失化によつて保護される対象は「消費者被害」である。

わが国においても、国民生活審議会消費者生活部会の報告では、このような方向で立法化が進められてきたが、制定された本法は「消費者被害」ばかりか「事業者被害」に関してまでも無過失責任による保護を認めてしまった。

したがつて、本来、消費者保護を目的とした立法にもかかわらず全く性格の異なる、一般的性格をもつものとなつてしまった。

例えば、ある工場が購入した機械が爆発し、火災が発生したため、工場の操業が六ヶ月間不能な状態になつた場合に、機械の欠陥が原因であつた場合、制定された本法の下では、毀損、焼失した機械や工場等の設備はもとより、工場が六ヶ月間にあげられたであろう利益までも、機械メーカーに賠償請求できることになつた。

欧米の法律では、このようなシステムはとられていないから、工場の機械の輸出等にもなつて日本メーカーだけが過大な責任を問われることになる可能性が生じてしまったのである。

すなわち、船舶、機械等の産業用製品だけに限定すると、外国の製造者は、対日輸出をする場合を除き、無過失であれば欠陥による事故から生じた営業損害の賠償を予期しないですむのに対し、日本の製造者は、常にこの点に対する対処を考えておかなければならず、より重い負担を負うことになるであろう。また、商社その他の日本の輸入業者が日本における事故について営業損害を賠償した場合に、

輸入契約の締結にさいし特約でも結んでおけば格別、一般には無過失であった外国の製造者に求償をなしえないことも多く、商品等の輸入業者等に与える影響にも大きいものがある。

ただこのような実的な考慮は別にして、原理的に考えても、このような立法にはかなり問題があるように思われる。そもそも製造物責任を無過失化しなければならないという理由は、高度産業化社会においては製品の安全性に対する鑑識眼が一般の消費者にはなく、製造者の側に独占されていることであつたはずである。そして、それによつて生命、身体を侵害され、あるいは物的被害を受けた市民の保護の必要性こそが、製造物責任法によつて無過失化を図ることの基礎にあつた考え方であつた。右の例のような、工作用機械等の性能や安全性についてじゅうぶんな判断能力をもつ大企業を、無過失責任によつて保護する必要性はどこにも存在しない(注21)。

また、朝見行弘教授もこの論点に関して、
「しかし、このような事業上の経済損害は、その額において莫大なものとなる可能性があり、相当因果関係による賠償範囲の限定によつては妥当な解決を図ることができないようにも思われる。」

消費者被害の救済という製造物責任法の本来の目的を考えるならば、製造物責任法第三条の規定する「財産を侵害したとき」をもつて、EC指令と同様、「物」の滅失および毀損を意味するものとして理解すべきではなからうか」と論じられる(注22)。

さらに、浦川道太郎教授の見解は以下の如くである。

「本法律が、財産損害について個人的な物損に限らなかつたこと

に関しては、消費者保護法の枠を逸脱し、過大な賠償責任をメーカーに負わせる可能性を開いたとの批判が生じている。……例えば、大企業が使用している製造機器に欠陥があつて操業停止の損害が発生した場合には、本法律によると、大企業の製造機器メーカーに対する製造物責任の追求は可能ということになる。

それゆえ、PL法が本来予定していた被害者救済を超えて、不相当な範囲にまで責任が及ぶ可能性が生じるとの批判は否定できないものと思われる(注23)。

以上、考察した損害賠償の範囲は、政府側が国会審議の中で、賠償範囲を厳密に個人の物損に限るときは、個人事業者のような事例で賠償の線引きが難しくなるといふ理由や、相当因果関係の考え方の適用により賠償範囲が異常に拡大することは防げるという理由を挙げて、財産損害の範囲を特に限定しなかつた選択を適切なものと説明している。

しかしながら、私見によれば、製造物責任法そのものの立法目的は消費者救済にあり、高度な科学知識や技術を持たない弱者としての一般市民救済のための、無過失責任制度の採用であり、欠陥と損害との間の因果関係を被害者が証明すれば足りるところに大きな法益が見いだされるわけである。

しかるに、本法律は財産損害について個人的な物損に限らなかつたので、事業者被害についても無過失責任による保護を認めてしまった。本来、事業者は個人と比較すれば、製品に対する点検、整備あるいは欠陥製品の発見に対する寄与度や拡大損害の予防等につ

いて、製品の安全性に対する識別能力やじゅうぶんな知見を持つて
いるはずである。それを一般個人消費者と同列に扱う利益はどこに
もないと言わざるをえない。

たしかに、法案提出者である政府の見解では、個人事業者のよう
な事例で賠償の線引きが難しくなるという理由を述べているが、個
人事業者はおおむね零細な家内工業的規模であつて、法人の事業者
とは一線を画すべきであり、むしろその実質面においては、個人と
同列に扱つてよいのではないかと思われる。

また、相当因果関係の考え方の適用により賠償範囲が異常に拡大
することは防げるとしているが、製造物そのものには制限がなく、
相当因果関係を考慮しても、財産的損害につき、たとえば欠陥製品
による工場の操業停止における逸失利益の損害賠償等が追求される
可能性がある。しかしながら、会社等の法人が受けた損害の填補は、
消費者が受けた損害の填補ほどに保護の必要がないのではないかと
思われる。

さらに、事業上の損害が認められた場合、その賠償額は莫大なも
のとなり、実務面では賠償責任保険料（PL保険）や製品価格の上
昇が生じる可能性も否定できないであろう。

そして、事業上の損害を製造物責任法の賠償対象に含めることに
よつて事業者を保護し、その費用負担を消費者に求めることは、明
らかに消費者保護の目的に反するものであり、是認されるべきでは
ないように思われる（注24）。

四 外国の立法例

1 EC指令

第一条に、「製造者は、その製造物の欠陥により生じた損害につ
いて責任を負うべきものとする（The producer shall be liable for da
mage caused by a defect in his product）」と規定する。また、損害
の範囲については時に定義規定を置き、「この指令第一条において、
損害とは、次の各号に掲げるものをいう。(a)死亡又は身体傷害によ
る損害、(b)欠陥のある製造物以外のすべての財物に対する損害又は
その毀損であつて、その財物につき、(i)それが個人的な使用又は消
費に供されることが通常のものであり、かつ、(ii)その被害者が主と
してその個人的な使用又は消費に用いていたもの、ただし、五〇〇
欧州通貨単位を免責額とする。」としている（第九条）。

これは、生命、身体及び財産（拡大損害を生じた場合に限り）に
対する損害を対象とする点では、わが国の場合と大きく異なる点で
ある。ちなみに、第九条では、以上のほか、「本条は、非財産的損
害に関する国内法の規定には影響を及ぼすものではない。」とも規
定されている。ここでは、製造物責任法が人身損害のみならず、物
的損害も損害賠償の範囲とする考え方であり、営業損害や企業損害
を含まないとする（注25）。

2 アメリカ(リステイトメント第四〇二A条)

「使用者、消費者又はその財産に対して、不合理に危険な欠陥状態にある製造物を販売する者は、次に該当する場合、これにより最終の使用若しくは消費者又はその財産に生じた物理的損害を賠償する責めに任ずる。(a)販売者がその種の製造物の販売に従事しており、かつ、(b)当該製造物が、その販売されるときに実質的な変更なくその使用者又は消費者に到達することが期待され、また現にそのように到達していること」としている。

アメリカでは、製造物責任法理が判例によって形成されているが、そこでは「経済的損害 (economic loss)」は、厳格責任(無過失責任)による損害賠償の対象とはならないとされている。

統一製造物責任モデル法(一〇二条以下)

「本法の適用される被害とは、(1)財産についての損害、(2)人身被害、疾病、及び死亡、(3)この人身被害、疾病、及び死亡にもなう精神的苦痛又は情緒的被害、(4)請求者に直接の人身の危険が生じており、その具体的客観的な徴候があらわれていることによって生じる精神的苦痛又は情緒的被害。この被害には、直接の又は結果的に生じる経済的損害は含まない。」

ここでは、いわゆる営業損害 (commercial loss) についての言及はないが、アメリカで議会に提出された立法諸提案をみると、「経済的損害」よりも「営業損害」について、一九八〇年代にPL法案として提出された、いわゆる「カステン法案」は、被害には「営業損害」は含まないとして、本法の対象となる被害とは、(A)製造物自

体を除く財産についての物理的損害、(B)請求者の人身傷害、疾病、若しくは死亡、又は、(C)請求者の人身傷害又は疾病によって生じた請求者の精神的苦痛若しくは情緒的被害を指す。被害には、営業損害は含まれない」と規定していた。

一九九三年に発表された「製造物責任公正法案(フェアネス法案)」もその第三条で、「本法の対象となる被害とは、事故において生じた有形被害、若しくはその被害から生じた疾病、病気、又は死亡を指す。この被害には営業損害又は製造物自体の損害又は損失を含まない」と規定している。

3 イギリス消費者保護法

「本章における以下の規定に従い、次の(2)項が適用されるすべての者は、その全部又は一部が製品の欠陥により生じた損害につき、責任を負うべきものとする。」と規定している。(第二条(1))。

ちなみに、このうち本章とは一章の製造物責任を指し、次の(2)項とは製造物責任の主体の定義のことである。さらに第五条として、責任を惹起する損害についてEC指令第九条と同様の規定が置かれている。

4 ドイツ欠陥製造物責任に関する法律

「製造物の欠陥によって人が死亡し、その身体若しくは健康が侵害され、又は物品が毀損されたときは、当該製造物の製造者は、被害者に対し生じた損害を賠償する責めを負う。ただし、物品の毀損

については、その欠陥製造物以外の物品が毀損され、かつ、当該物品の性質として通常は個人的な使用又は消費を目的とし、しかもその被害者がこれを主として個人的な使用に供していた場合に限るものとする。」(第一条(1))としている。

5 フランス製造物欠陥責任に関する民法改正案

「製造者は、その被害者と契約関係にあるか否かにかかわらず、その製造物の欠陥により生じた損害についての責めを負う。」(第一三六条の一)、「この章の規定は、人身に対する侵害により生じた損害又は欠陥製造物以外の物品に生じた損害に対する賠償に対して適用するものとする。」としている。

五 おわりに

不法行為に基づく損害賠償の実務においては、現在まで損害の意義、損害賠償の範囲等の重要な問題があり、これらの理論的、学說的な検討や分析が必ずしも十分であったとは言いがたい面があった。

それは、判例や裁判外の解決事例が豊富にあり、事故の態様、被害の内容が多様であること等といった事情からでもある。

もつとも、長年の実務の運用、特に交通事故事件、公害事件、薬害事件、医療過誤事件等の類型的な不法行為事件の運用によって、相当程度の定型化、類型化がなされていることも事実である。

問題は、製造物責任によって保護され、賠償の対象とされる損害

の範囲をどの範囲にするか、どのような損害とするかの諸点の確定が実際上も重要である。

おわりにあたり、本論の考察を通じて導き出された私見については、以下の如くである。

①「他人」とは、権利義務の主体としての自然人又は法人であり、その製造業者以外のものをいう。本法では、法人(事業者)も含まれてしまったが、本来の消費者被害救済という目的から大きく離れてしまった。法人を含まねばならない合理的根拠は薄く、除外すべきである。

② 被侵害利益の内容

本法にいう被侵害利益とは、生命、身体又は財産をいう。しかしながら、この三つのものは法的に保護される典型的な利益であり、これら以外には賠償の対象となる損害の範囲から除外されるかという疑問については、広く解することが妥当であり、たとえば、自由や名誉等の精神的人格権が全くありえないというわけではない。

むしろ、これらについては、本法第六条により、民法という一般則の規定に委ね、相当因果関係の及ぶ限りの損害の範囲を画定すればよいとの議論があるが、条文中に名誉等の文言を入れるべきである。

③ 相当因果関係

賠償責任の範囲は、相当因果関係の及ぶ範囲内である。自然的、事実的因果関係が存在することを前提としつつも、その損害の範囲を当該欠陥により通常生ずべき範囲のものに限る(通常損害)こと

を基本とし、予見可能であった場合に限り特別の事情により生じた損害（特別損害）を対象範囲に加える。これは、判例においても、債務不履行に関する損害賠償の範囲を規定した民法第四一六条の規定を、不法行為による損害賠償の場合に類推適用するものとしている。但し、本法による高額な損害賠償事件では対応できない。

④ 損害の範囲

財産的損害と非財産的損害に大別し、財産的損害として現実には被った損害である入院治療費等の積極的損害と、逸失利益等の消極的損害が含まれる。また、非財産的損害は、無形損害で、個人の場合同じく精神的損害（慰謝料）であり、法人の場合は、社会的信用の毀損等である。しかしながら、本法の目的を勘案しても、法人を保護するという法益は期待されず、除外すべきである。

⑤ 純粹經濟損害

本法は、事業者が生じた物損と同様に、純粹經濟損害についてもこれを損害賠償の範囲から除外しなかった。しかしながら、人の生命、身体への損傷や有体物の物理的な損壊の形態が現れないで被害者の財産状態に生じた純粹經濟損害については、そもそも製造物責任が対象とする損害には馴染まないことや、この損害は消費者個人よりも企業にとって大きな意味をもっていること、これを認めると損害の範囲が無限定に拡大するおそれがあることから、賠償すべき損害の範囲に含めることは適当でないと考えられる（国生審報告）。

⑥ 懲罰的損害賠償（附加金）

本論でとりあげなかったが、製造者に故意または重過失が認めら

れるとき、通常の損害賠償に懲罰的要素を加えて、現実が発生した損害額以上の賠償金の支払いを命ずるのが懲罰的損害賠償である。

他の事故の損害賠償制度における被害者の救済や加害者の負担との均衡を考慮すると、懲罰的損害賠償には問題があり認められないが、加害者の悪意に対する慰謝料は低く、検討に値する。

⑦ ただし書

製造物の欠陥による損害が当該製造物限りにとどまっている場合には、例外的に、この製造物責任の規定は適用されない。適用されるのは、当該製造物以外の、いわゆる拡大損害が生じたときだけである。

以上、製造物責任における損害賠償の範囲も、法人（事業者）や純粹經濟損害の本法への折り込みによって、製造物責任法の本来的な目的や意義が失われてしまった感や、損害賠償の範囲が拡大してしまった今日、製造業者が過大な責任を負わないような本法の改正や対策を、企業間の免責的約款の取り決めやPL保険の加入等で対処しなければならぬであろう。

そうでなければ、事業上の損害を本法の賠償対象に含めることによって事業者を保護し、その費用負担を結局は消費者に転嫁するとなれば、まさに消費者保護の目的に反するからである。

今後も、社会活動、経済活動の範囲が拡充し、一つの事故による影響が広範囲に拡大すれば、財産的な損害も直接、間接に拡大し、高額化してゆく。したがって、損害賠償の範囲も更に適切な基準や法理によって制限してゆく必要がある。

注

- 1 製造物責任法第二条第三項第二号 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者
同条第三項第三号 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認められることができる氏名等の表示をした者
- 2 民法第七〇九条（不法行為の一般的要件・効果）故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス
拡大損害 山本庸幸著者「注釈製造物責任法」六九―七〇頁
「たとえばテレビから発火して、そのテレビが置いてあった部屋にいた人が火傷をし、そればかりかその家全体も燃えてしまったような場合、その火傷による受傷（人の身体に対する損害）」と、そしてその家の焼失（財産に対する損害）をいう……この例のように人が火傷し、あるいは家が焼失するという拡大損害が生じたときには、その火傷、家の焼失そしてテレビ自体の損害のすべてを製造物責任法の対象とする」
- 3 民法第五七〇条（売主の瑕疵担保責任） 売買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ第五六八条（地上権等による制限等がある場合の売主の担保責任）ノ規定ヲ準用ス但強制競売ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 4 民法第四一五条（債務不履行による損害賠償の要件） 債務者カ其債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ為サルトキハ債務者ハ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得債務者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハサルニ至
- 5
- 6 加藤雅信著「製造物責任法総論」一四頁
朝見行弘編著「製造物責任対策ハンドブック」三〇頁
- 7 製造業者等 中日本自動車短期大学・論叢第二九号 製造物責任法における製造業者等の範囲、参照
- 8 欠陥 前掲論叢第二六号 製造物責任法における欠陥の概念参照
- 9 製造物 前掲論叢第二八号 製造物責任法における製造物の範囲 参照
- 10 金銭による賠償 民法第四一七条（金銭賠償の原則） 損害賠償ハ別段ノ意思表示ナキトキハ金銭ヲ以テ其額ヲ定ム
- 11 民法第七二二条（損害賠償の方法） 第一項、第四百七十七条ノ規定ハ不法行為に因ル損害ノ賠償ニ之ヲ準用ス
- 12 民法第七二三条（名誉毀損における原状回復） 他人ノ名誉ヲ毀損シタル者ニ対シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘヌハ損害賠償ト共ニ名誉ヲ回復スルニ適當ナル処分ヲ命ズルコトヲ得
- 13 民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定 民法の規定の適用例としては、金銭賠償の原則、過失相殺、責任制限特約、複数の責任主体の関係等がある。
- 14 相当因果関係 不法行為責任においては、賠償すべき損害の範囲を加害行為と原因結果の関係があり、かつそのような加害行為から通常発生する可能性があると考えられる損害に限られる。製造物責任も、その本質は不法行為責任であると考えられるので、不法行為と同様に民法第四一六条が類推適用され、製造物の欠陥と相当因果関係が認められる範囲の損害について賠償責任を負うことになる。
- 15 民法第四一六条第一項（損害賠償の範囲） 損害賠償ノ請求ハ債務ノ不履行ニ因リテ通常生スヘキ損害ノ賠償ヲ為サシムルヲ以テ其目的トス

第二項（相当因果関係）特別ノ事情ニ因リテ生シタル損害ト雖モ当事者カ其事情ヲ予見シ又ハ予見スルコトヲ得ヘカリシトキハ債権者ハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得

15 判例 最一判昭三九・一・二八（民集一八巻一号二三六頁）

16 升田純著 詳解製造物責任法 七〇九頁

17 自動車損害賠償保障法第三条（自動車損害賠償責任）自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

18 大気汚染防止法第二五条第一項（無過失責任）工場又は事業場における事業活動に伴う健康被害物質（ばい煙、特定物質又は粉じん等、生活環境のみに係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの以外のものをいう。以下この章において同じ。）の大気中への排出（飛散を含む。以下この章において同じ。）により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

19 水質汚染濁防止法第一九条第一項（無過失責任）工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透に係る事業者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

20 加藤雅信編著 製造物責任法総覧 一三頁

21 前掲書（注20）一四〇一五頁

22 朝見行弘著 欧米とわが国の製造物責任法の比較 三九頁

23 浦川道太郎著 PL法とはどんな法律か 二〇頁

24 朝見行弘著 製造物責任対策ハンドブック 三〇頁

25 山本庸幸著 注釈製造物責任法 七〇頁

26 前掲書（注20）一五〇一六頁

参 考 文 献

1 山本庸幸著「注釈製造物責任法」ぎょうせい 一九九四年

2 通商産業省産業政策局消費経済課編「製造物責任法の解説」

（財通商産業調査会 一九九四年）

3 東京海上研究所編「製造物責任法大系Ⅰ」弘文堂 一九九四年

4 東京海上研究所編「製造物責任法大系Ⅱ」弘文堂 一九九四年

5 東京海上研究所編「国際製造物責任法」商事法務研究会 一九九三年

6 内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」

7 衆議院商工委員会会議録 平成六年

8 参議院商工委員会会議録 平成六年

9 衆議院連合審査会会議録 平成六年

10 第一三回国民生活審議会報告 平成六年

11 我妻栄著「新訂民法総則」

12 加藤雅信著「製造物責任法総覧」商事法務研究会 一九九四年

13 小林秀之著「製造物責任法」中央経済社 一九九三年

14 経済企画庁国民生活局消費者行政第二課編「製造物責任の新しい視点」

大蔵省印刷局 一九八八年

- 15 安田総合研究所編「製造物責任」有斐閣 一九九一年
- 16 朝見行弘著「欧米とわが国の製造物責任法の比較」法学セミナー No 四七八
一九九四年
- 17 A.S.Weinstein A.D.Twerski H.R.Piebler W.A.Donaher 共著
「PRODUCTS LIABILITY AND THE REASONABLY SAFE PRODUCT」
(製造物責任と企業戦略) ジャテック社 一九八一年
- 18 升田純著「詳解製造物責任法」(社)商事法務研究会 一九九七年
- 19 朝見行弘編著「製造物責任対策ハンドブック」中央経済社 一九九五年
- 20 加藤雅信著「製造物責任法案とその問題」判例タイムズ 八四二号
- 21 川口康裕著「製造物責任法の成立について」ジュリスト一〇五一号
- 22 浦川道太郎著「PL法とはどんな法律か」法学セミナー四七八号